

- お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 「パンフレット」は大切に保管してください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取り扱いが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取り扱いに影響を与えることはありません。

- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人は、お客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

契約内容の照会・各種お問い合わせ・
ご相談ならびに苦情について

アフラックコールセンター 0120-555-027

月～金および第2・4土曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

◇（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書（電子メール・FAXは不可）あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは
〈募集代理店〉

◎この「パンフレット」にある商品内容などは、契約日が2026年6月22日以降の保険契約に適用となります（ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や商品内容を変更する場合があります）。

◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉**保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。**

Aflac アフラック
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



No.B26A111 26.06（新）

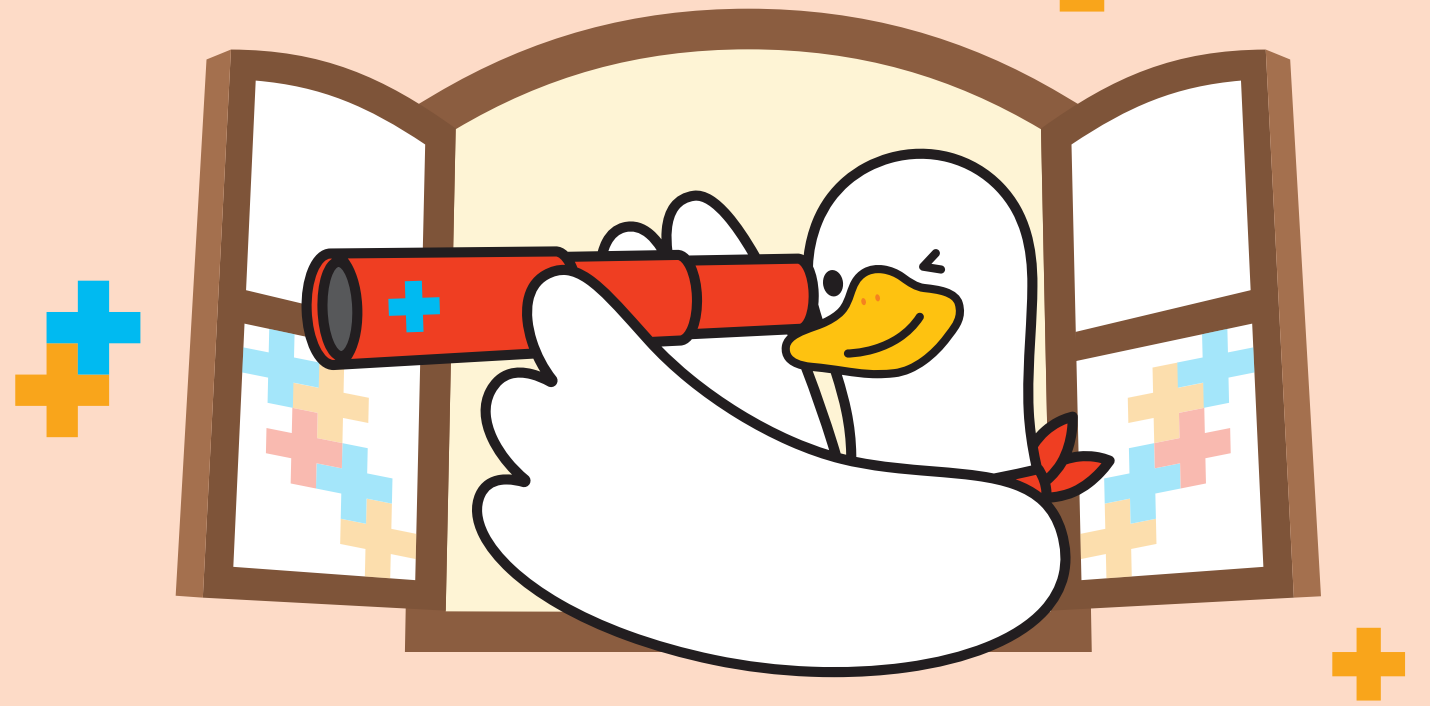
B26A111

AF金ツ課-2026-0003 1月27日

資産形成と保障のハイブリッド



見通しのきかない未来に、
堅実で 柔軟な 安心を。



「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」は、お手元の資産を「増やす」ことができ、
将来の **介護** や **死亡** のリスクに「備える」ことができる保険です。

契約年齢*

満**18**歳～満**75**歳

*契約内容により異なります。

毎月コツコツ
積み立て感覚で
資産形成をしながら
介護・死亡にも
備えたいお客さま

平準払

1～2
ページへ

お手元の
余裕資金を活用して
資産形成をしながら
介護・死亡にも
備えたいお客さま

一括払

3～4
ページへ

この保険は、「貯蓄（教育資金や老後生活資金準備など）、介護や障がいの保障、死亡時の保障、病気やケガの保障（がんや重大疾病の保障も含む）」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望（ご意向）に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。



被保険者が、今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある場合、または、申請中の場合はお申し込みいただけません。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。



はお客さまにとくにご確認ください項目です。

ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

パンフレット

2026年6月版

「生きる」を創る。

Aflac

平準払
商品の特長
一括払

将来のコース選択

将来のコース選択の
ポイント

支払事由
公的介護保険制度

ご契約後のサービス

生命保険を活用した
相続準備のポイント

Q & A

税法上の取り扱い
ご確認ください

平準払 (月払)

毎月コツコツ積み立て感覚で 介護・死亡にも備えたいお客 さまへ 資産形成をしながら



特長① 増やす

将来に向けた資産を 着実に増やせます

一定期間経過した後に解約した場合、**解約払戻金はお払い込みいただいた保険料より多く受け取れます。**



●保険料払込期間中の解約払戻金は、ほとんどの場合、既払込保険料を下回ります(ご契約内容によっては、保険料払込期間満了後であっても、一定期間は解約払戻金額が累計払込保険料を下回る場合があります)。



●解約払戻金の税法上の取り扱いについては、19ページをご確認ください。

特長② 備える

介護や死亡に 備えられます

▼保険料払込期間中
介護保険金・死亡保険金は、既払込保険料相当額*となります。

* 災害死亡保険金は既払込保険料相当額×1.1

▼保険料払込期間満了後
介護保険金・死亡保険金は基本保険金額となります。

●介護保険金のお受け取りの際は税金がかかりません。詳しくは19ページをご確認ください。

特長③ 選べる

未来の自分が選べます

お申し込み時に決める必要はなく、将来、必要な保障にあわせ、ご希望のコースを選択できます。

介護

死亡

医療

年金

●選べるコースや選択時期などについては、5～6ページをご確認ください。

特長④ 無告知で

健康状態を問いません

お申し込み時も、将来コースを選択するときも、**健康状態に関する告知は不要です。**

●被保険者が、今までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがある、または、申請中である場合は、お申し込みいただけません(加入後に同様の状態に該当した場合、「介護重点保障コース」への変更はできません)。
●被保険者の保険加入状況などによっては、お申し込みをお引き受けできない場合やご希望の契約内容ではお引き受けできない場合があります。

平準払 (月払) の例

ご契約例 契約者・被保険者：55歳

- 保険期間：終身 ●保険料払込期間：10年払済
- 保障移行可能年齢：65歳

イメージ図：「介護保障・死亡保障」をそのまま継続した場合

既払込保険料 解約払戻金 介護保険金 死亡保険金 災害死亡保険金

保険料払込期間中

保険料払込期間満了後

保険料払込期間満了後(または保険料払込期間満了後一定期間経過した後)の解約払戻金はお払い込みいただいた保険料より多くなります。

⚠ ご契約内容によっては、保険料払込期間満了後であっても、一定期間は解約払戻金額が累計払込保険料を下回る場合があります。具体的には、「設計書」などをご確認ください。

医師の診査や健康状態の告知不要

55歳 契約年齢

介護保険金
死亡保険金
(既払込保険料相当額)

災害死亡保険金
(既払込保険料
相当額×1.1)

65歳 保障移行可能年齢

解約払戻金

介護保険金
死亡保険金
基本保険金額

生涯保障

[各コースへ変更が可能になる年齢]

以下からご選択いただけます

■基本保険金額

- 200万円～3億円
- ※満18歳以上満24歳以下、満71歳以上の方は1億円
- ※基本保険金額500万円以上より保険料の高額割引制度が適用されます。
- 保険料の割引には以下の2種類があります。
- ①基本保険金額500万円以上1,000万円未満
- ②基本保険金額1,000万円以上
- ※保険金建・保険料建から選択できます。

■保険料払込期間

- 歳払済(60歳・65歳・70歳・75歳)

選択肢に5年払済が追加されました

- 年払済(5年・10年・15年・16年・17年・18年・19年・20年・21年・22年)

■保障移行可能年齢

- 60歳・65歳・70歳・75歳・80歳*
- ※5年払済の場合のみ選択できます。

■保険料払込方法

- 月払・半年払・年払から選択できます

介護保険金の支払事由

公的介護保険制度にもとづく **要介護2** 以上の状態に該当していると認定されたとき

支払事由の詳細や、**要介護2** の状態については、9～10ページをご確認ください。

●介護保険金・死亡保険金・災害死亡保険金は、いずれか1回のお支払いとなります(いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅します)。

●災害死亡保険金は保険料払込期間中のみの保障であり、保険料払込期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません(死亡保険金をお支払いします)。

●保険料払込期間中の解約払戻金額をアフラック規定により計算した解約払戻金の70%(既払込保険料に対する割合ではありません)に設定しています。なお、保険料払込期間中に解約した場合は、保険料払込期間満了日の翌日以降に解約した場合より解約払戻金額・戻り率が低くなります。

●短期間で解約した場合、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。
●解約払戻金をお受け取りいただいた場合、その後の保障はありません。

平準払
商品の特長

将来のコース選択

将来のコース選択のポイント

支払事由
公的介護保険制度

ご契約後のサービス
生命保険を活用した
相続準備のポイント

Q & A

税法上の取り扱い
ご確認ください

の翌日以降に解約した場合より解約払戻金額・戻り率が低くなります。

- 短期間で解約した場合、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。
- 解約払戻金をお受け取りいただいた場合、その後の保障はありません。

将来のコース選択

将来、必要な保障をご自身で選んで備えることができます。



●コース変更後の保障内容・金額などは、保険料・保険金額・性別・保障移行可能年齢・保険料払込期間・契約年齢などにより異なります。なお、「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」については、コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決ま

るため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。
●コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。

ご契約例 保険料払込期間：10年払済(保障移行可能年齢：65歳)

保険金のお支払いなどについて、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



*1 保険料払込期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません。(死亡保険金をお支払いします。)

*2 被保険者がコース変更日の前日までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点保障コース」への変更はできません。

*3 5年間または10年間から選択いただけます。

*4 保障移行可能年齢80歳を選択された場合、「終身年金コース」への変更はできません。

*5 年金支払開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金の受取総額が累計払込保険料を下回ることがあります。

平準払
商品の特長

将来のコース選択

将来のコース選択のポイント

支払事由
公的介護保険制度

ご契約後のサービス

生命保険を活用した
相続準備のポイント

Q & A

税法上の取り扱い
ご確認ください

将来のコース選択のポイント

- コース選択ができ、ご自身に必要な保障や資金を準備することができます。
- コース選択時、健康状態に関する告知は不要です*1。



『介護費用』への備え

介護状態になった場合、**介護の平均期間(4年7カ月)**でかかる費用は平均約**542万円**となっています。
月々の費用はもちろん、初期費用として**住宅改修や介護用ベッドの購入など一時的にかかる費用**もあるため、まとまったお金があると安心です。

■ 介護に要した平均費用



- *2 「掛かった費用はない」を0円として平均を算出
- *3 公的介護保険サービスの自己負担費用を含む
- *4 「支払った費用はない」を0円として平均を算出
- *5 過去3年間に、高齢で要介護状態(寝たきりや認知症など)になった家族や親族の介護の経験がある人に、介護を始めてからの期間(介護中の場合は経過期間)を尋ねたもの

(公財)生命保険文化センター
「2024(令和6)年度 生命保険に関する全国実態調査 第I編 2人以上世帯」をもとにアフラック作成

おすすめの
コース

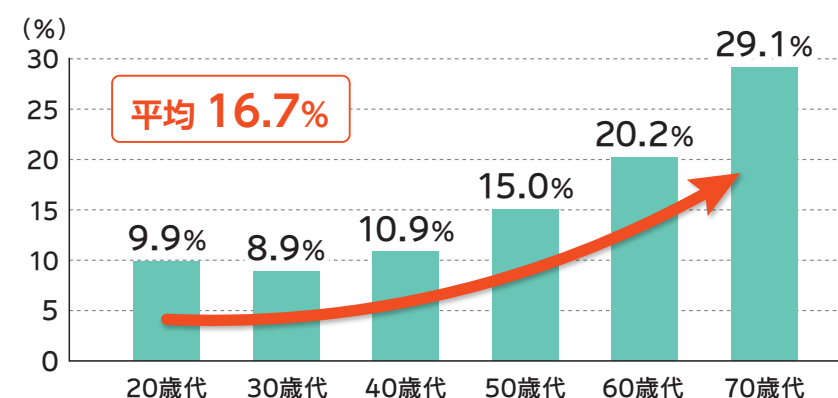
介護・死亡
同額保障
コース

介護重点
保障コース

『入院』への備え

過去5年間に入院した経験がある人の割合は、**年齢とともに増加傾向**にあります。

■ 過去5年間に入院した経験がある人の割合



(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとにアフラック作成

おすすめの
コース

医療保障
コース

ポイント!

健康状態にかかわらず
「医療保障コース」
に変更可能

その他 **死亡保障コース** もあります。

将来のコース選択については、5～6ページをご確認ください。

『老後資金』への備え

夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考える最低日常生活費は月額で平均**23.2万円**となっています。
一方で、夫婦2人でゆとりある老後生活を送るために必要と考える老後生活費は月額で平均**37.9万円**です。

■ 老後の生活費

夫婦2人で老後生活を送る上で必要と考える最低日常生活費
月額平均 **23.2万円**

夫婦2人でゆとりある老後生活を送るために必要と考える老後生活費
月額平均 **37.9万円**

(公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとにアフラック作成

おすすめの
コース

確定年金
コース

終身年金
コース

保険料払込期間満了後に解約することで、
解約払戻金を教育資金としてご活用いただけます。

お子さまの教育資金は、すべて国公立の場合約1,078万円、
すべて私立の場合は約2,666万円かかります。

■ お子さまの教育費の目安

	幼稚園	小学校	中学校	高校	大学	
国公立	53万円	202万円	163万円	179万円	481万円	すべて国公立 1,078万円
私立	104万円	1,097万円	467万円	308万円	690万円 (文系の場合)	すべて私立 2,666万円

幼稚園・小学校・中学校・高校は文部科学省「子供の学習費調査(令和5年度)」をもとにアフラック算出
大学は日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果(令和3年度)」をもとにアフラック算出

*1 被保険者がコース変更日の前日までに公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護の認定を受けたことがあるとき、または、コース変更日の前日に申請中のときは、「介護重点保障コース」への変更はできません。

支払事由

このようなとき、保険金などをお受け取りいただけます。

販売名称：資産形成と保障のハイブリッド ツミタス
正式名称：無告知型特別終身介護保険〔低解約払戻金〕

15～18ページの「Q&A」とあわせてご確認ください。
詳しくは「契約概要・注意喚起情報」
「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

■保険料払込期間中の支払事由

保険金名称	支払事由	支払額	支払限度
介護保険金	つぎの①および②のすべてに該当したとき ①生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援 または要介護の状態に該当していると認定されたこと ②公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に 該当していると認定されたこと ※40歳未満の場合、公的介護保険制度にもとづく要支援または 要介護認定を受けることができないため、介護保険金のお支払 対象となりません。 要介護度の目安については、10ページ「公的介護 保険制度について」をご確認ください。	既払込保険料相当額*2	いずれか1回限り*3
死亡保険金	死亡したとき ※災害死亡保険金をお支払いする場合は、死亡保険金のお支払 いはありません。		
災害死亡 保険金*1	つぎのいずれかに該当したとき ①不慮の事故によって180日以内に死亡したとき ②所定の感染症によって死亡したとき	既払込保険料相当額*2 ×1.1	

■保険料払込期間満了後の支払事由*4

保険金名称	支払事由	支払額	支払限度
介護保険金	つぎの①および②のすべてに該当したとき ①生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援 または要介護の状態に該当していると認定されたこと ②公的介護保険制度にもとづく要介護2以上の状態に 該当していると認定されたこと 要介護度の目安については、10ページ「公的介護 保険制度について」をご確認ください。	基本保険金額	いずれか1回限り*3
死亡保険金	死亡したとき		

*1 災害死亡保険金は保険料払込期間中のみの保障であり、保険料払込期間満了後は災害死亡保険金のお支払いはありません（死亡保険金をお支払いします）。
*2 被保険者が支払事由に該当した日の解約払戻金額が既払込保険料相当額を超える場合は解約払戻金額と同額となります。
*3 いずれかのお支払いがあった時点で保険契約は消滅します。
*4 「介護・死亡同額保障コース」の支払事由は、「保険料払込期間満了後の支払事由」と同様です。その他のコースに変更した場合の支払事由などについては、「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

リビング・ニーズ特約を付加することができます

リビング・ニーズ特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断された場合に、被保険者に保険料払込期間満了後の主契約の死亡保険金の全部または一部をリビング・ニーズ保険金としてお支払いする特約です。

■保険料払込期間中は、リビング・ニーズ保険金のご請求はできません。
■「介護重点保障コース」へ変更をした場合には、本特約は消滅します。
■本特約の保険料のお払い込みは必要ありません。

公的介護保険制度について

公的介護保険制度とは、介護が必要になった場合、所定の年齢から介護サービスを受けることができる社会保険制度です（費用の一部は自己負担となります）。

公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護度の目安

公的介護保険制度にもとづく要支援・要介護度は、介護を必要とする度合いに応じて段階が定められています。認定は要支援1・2と要介護1～5の7段階に分かれています。

軽度

要介護度

重度



要介護度	状態の目安
要支援1	起き上がりや立ち上がりなどに、何らかの支援を必要とすることがある。掃除などの家事の一部に、見守りや手助けを必要とすることがある。
要支援2 要介護1	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支援を必要とすることがある。掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに、見守りや手助けを必要とすることがある。この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持・改善が見込まれる人は、要支援2と認定される。
要介護2	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに、何らかの支援を必要とする。食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある。物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある。
要介護3	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、介助を必要とする。認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状*5がみられることがある。
要介護4	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない。座位保持に何らかの支援を必要とする。食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする。全般的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状*5がみられる。
要介護5	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などが、ほとんどできない。日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする。意思の疎通ができないことが多い。

「資産形成と保障のハイブリッドツミタス」の介護保険金のお支払対象となります。

*5 行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。
※要支援・要介護度は、一人ひとりの状況や介護を必要とする度合いに応じて個別に判定されるため、状態像の定義はありません。目安として、参考にしてください。
(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとにアブラック作成

公的介護保険制度の被保険者の範囲

要介護状態となった原因を問わず公的介護保険のサービスを受けられるのは65歳からです。なお、40歳～64歳の場合は、対象となる疾病が限定されます。

※2026年3月現在の公的介護保険制度にもとづき記載しています。
詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

年齢	39歳以下 (公的介護保険制度の対象外)	40歳～64歳 (第2号被保険者)	65歳以上 (第1号被保険者)
要介護状態の原因			
16種類の特定疾病 詳しくは、17ページの[Q3] をご確認ください。	公的介護保険制度の サービスを受け ることが できません		公的介護保険制度の サービスを受け ることが できます
上記以外の 疾病・ケガ			

平準払
商品の特長

将来のコース選択

将来のコース選択のポイント

支払事由
公的介護保険制度

ご契約後のサービス

生命保険を活用した
相続準備のポイント

Q&A

税法上の取り扱い
ご確認ください

ご契約後のサービス



くらしと 介護サポート



本サービスの
詳細はこちら

**介護の専門家(コンシェルジュ)が幅広いお悩みや
不安に向き合い解決をサポートする相談サービスです。**
お電話・チャットでのご相談は**何度でも無料**でご利用いただけます。

介護の専門家(コンシェルジュ)とは？

介護の専門家(コンシェルジュ)とは、介護支援専門員(ケアマネジャー)・
社会福祉士・看護師などの資格を有し、シニアのくらしと介護の相談対応
の経験がある専任サポートチームのメンバーです。



「くらしと介護サポート」3つの特長

特長1

アフラックのすべての保険の**ご契約者さまと
そのご家族さま**がご利用できます。

特長2

幅広いお悩みに
介護の専門家(コンシェルジュ)がよりそいます。

特長3

相談内容をまとめた**レポート**をお送りします。

特長1

アフラックのすべての保険の
**ご契約者さまと
そのご家族さま**が
ご利用できます。

ご家族であればどなたでも
ご利用いただけます。
※知人や友人に関するご相談はできません。

<ご利用例>



特長2

幅広いお悩みに
**介護の専門家
(コンシェルジュ)**
よりそいます。

介護中のお悩みはもちろん、
将来の介護や漠然としたお悩みも
お気軽にご相談ください。

<ご利用例>

介護前



[40代女性]

**遠方で一人で
暮らす母に何かあった
ときのために、今からできる
準備はありますか？**



[40代男性]

**父の要介護認定の
申請を考え始める
目安はありますか？**

介護中



[60代男性]

**軽度認知障害と
診断された妻の
要介護認定の申請手順を
教えてもらえますか？**



[50代女性]

**母を介護する
父の負担を
軽減する方法は
ありますか？**

特長3

相談内容を
まとめた**レポート**を
お送りします。

途中でメモを取る必要がなく、
ご相談に集中できます。



※画像はイメージです。

- ・チャットでのご相談の場合は、レポートをお送りしません。
- ・レポートの閲覧にはWeb会員登録(無料)が必要です。
- ・レポートのお受け取りにはご相談から数営業日かかる場合があります。

くらしと介護サポートの詳細は、サービスウェブサイト

(<https://kurashi-kaigo.jp/lp/aflac>)をご確認ください。

- くらしと介護サポートは、アフラックがグループ会社を通じて行うサービスとして提供します。
- くらしと介護サポートで提供する各種サービスの内容は、2026年6月22日現在のものであり、将来変更される場合があります。
- くらしと介護サポートはアフラックのすべての保険(責任開始日を迎えていて、かつ有効な契約)のご契約者さまとご家族さまの介護に関して相談できるサービスです。

- くらしと介護サポートへの相談の回答は、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- くらしと介護サポートで案内する各種サービスは、グループ会社またはグループ会社の提携先が提供します。
- くらしと介護サポートのご利用は日本国内に限ります。くらしと介護サポートで案内する各種サービスは、一部対応エリアに限られる場合があります。
- くらしと介護サポートのご利用は、お客さまとグループ会社との間の利用規約(<https://kurashi-kaigo.jp/terms/aflac>)にもとづきます。

平準法
商品の特長

将来のコース選択

将来のコース選択の
ポイント

支払事由
公的介護保険制度

ご契約後のサービス
生命保険を活用した
相続準備のポイント

生命保険を活用した
相続準備のポイント

Q & A

税法上の取り扱い
ご確認ください

12

11

生命保険を活用した相続準備のポイント

生命保険ならではの機能を活用し、大切なご家族に「しっかり」「スムーズに」のこせます。

活用ポイント① のこしたい人にのこすことができます

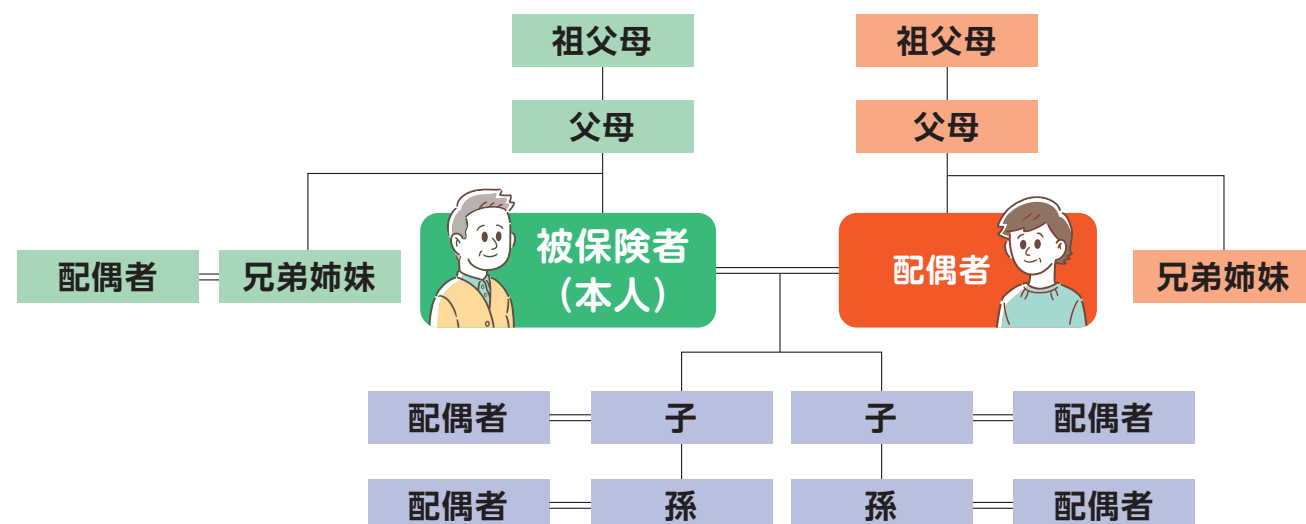
■生命保険であれば、原則として遺産分割協議の対象外^{*1}なので、
あらかじめ指定した受取人に指定した金額をのこせます。



^{*1} 相続人の間で著しい不公平が生じる場合には、受取人の固有財産とみなされない場合があります。

■「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」は、死亡保険金受取人に被保険者の配偶者および2親等内の親族をご指定いただけます。

※ご契約時点で2親等内の親族がいない場合はアフラックまでお問い合わせください。



活用ポイント② 生命保険の死亡保険金には、相続税の非課税枠があります

■生命保険の死亡保険金は、「死亡保険金の非課税枠」の適用となります。

死亡保険金の非課税枠

500万円×法定相続人の数^{*2}

^{*2} 相続放棄をした人も含みます。

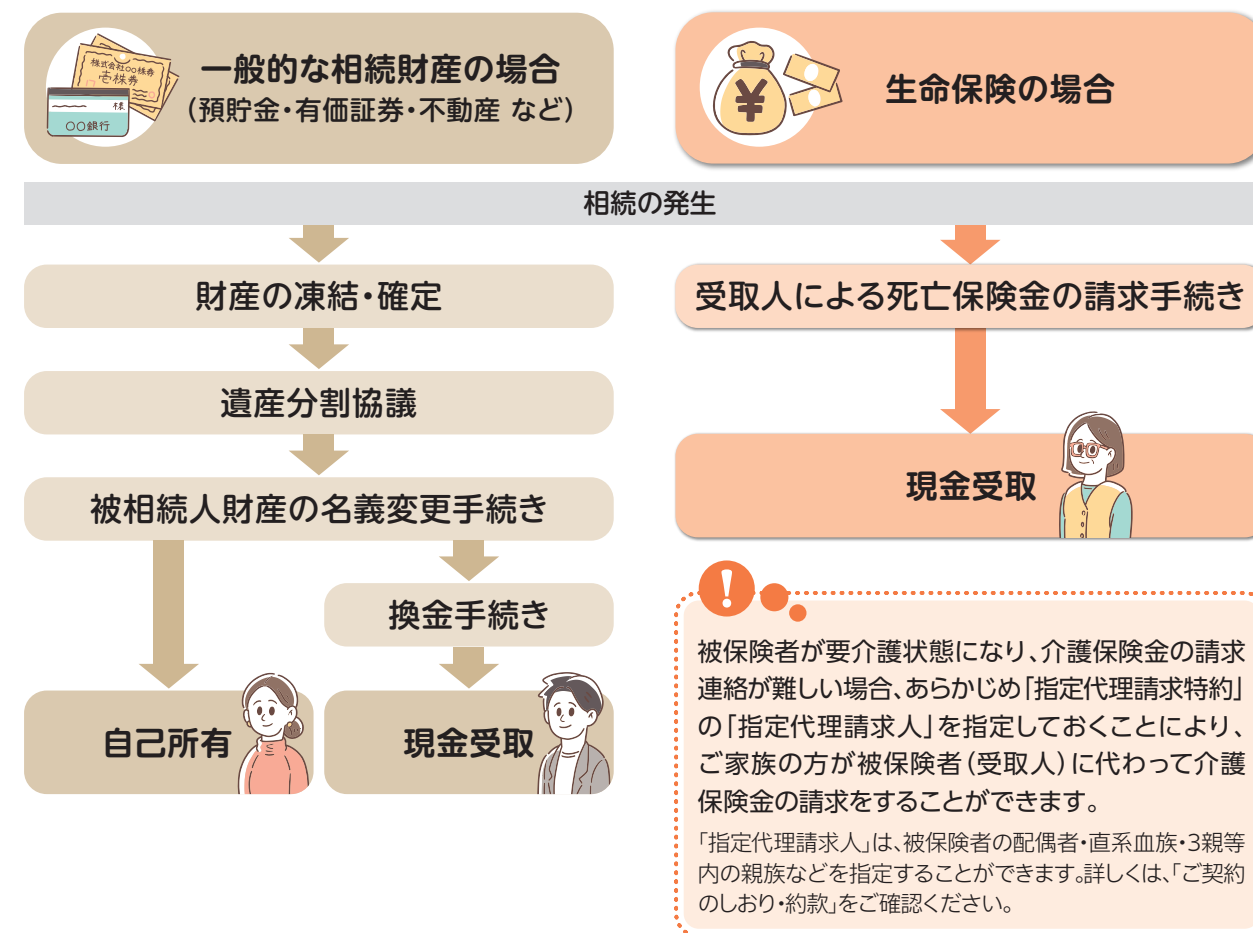
※契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ適用されます。

※すべての相続人が受け取った保険金の合計額が上記によって計算した非課税限度額を超えると、その超える部分が相続税の課税対象になります。

活用ポイント③ スムーズに現金化できます

■遺産分割協議の対象となる預貯金・有価証券・不動産などの相続財産は、現金化に時間がかかります。

一方で、死亡保険金であれば、すぐに使えるお金を確保することができ、葬儀代やお墓代、当面の生活資金、納税資金としてご活用いただけます。



Q&A いろいろな疑問にお答えします

詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q1

契約の取り扱い範囲について教えてください。

A1

契約のお取り扱い範囲は以下のとおりです。

保険料建の場合

最低保険料は以下の表のとおりです（取扱単位は1,000円となります）。
加えて、基本保険金額は200万円以上のお取り扱いとなります。

＜保険料建の場合の最低保険料＞

保険料払込方法	最低保険料
月払	5,000円
半年払	30,000円
年払	60,000円 ^{*1}

^{*1} 一括払（全期前納）の場合、全期前納保険料から算出された年払保険料が
上記年払保険料の基準を満たす必要があります。

保険金建の場合

基本保険金額は200万円以上100万円単位のお取り扱いとなります。
保険金建の場合、最低保険料はありません。

契約の限度

契約の限度は以下の表のとおりです。

＜「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の基本保険金額の契約の限度＞

被保険者の年齢	契約の限度
満18歳以上満24歳以下	1億円
満25歳以上満70歳以下	3億円
満71歳以上満75歳以下	1億円

※契約の限度には、被保険者お1人につきご加入いただける「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の通算限度
を含みます。またそのほか、アフラック所定の制限を定めています。詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い
合わせください。

Q2

保険料はかけすてですか？

A2

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」はかけすてではありません。
解約払戻金については以下のとおりです。

＜保障移行可能年齢まで＞

- 主契約
 - 契約年齢・性別・保険料払込期間・経過年数などによって、アフラック所定の**解約払戻金をお支払いします**。なお、保険料払込期間中に解約した場合、アフラック規定により計算した解約払戻金に70％（既払込保険料に対する割合ではありません）を乗じた金額をお支払いします。
 - ご契約後、短期間で解約した場合、解約払戻金はないか、あってもごくわずかです。また、**保険料払込期間中の解約払戻金は、ほとんどの場合、既払込保険料を下回ります**。ご契約内容によっては、保険料払込期間満了後であっても、一定期間は解約払戻金額が累計払込保険料を下回る場合があります。具体的には、「設計書」などをご確認ください。
- 一括払（全期前納）について、保険料払込期間中に解約した場合は、**解約払戻金に加え**、保険料として充当しない金額（未経過保険料など）をお返します。

＜保障移行可能年齢以降＞

選択したコース	解約払戻金	お支払いする金額
介護・死亡同額保障コース	あり	経過年月数により計算した解約払戻金をお支払いします。
介護重点保障コース	あり	
死亡保障コース	あり	
医療保障コース ^{*2}	あり	- コース変更した部分を解約した場合、入院給付金日額の30倍と同額の解約払戻金をお支払いします。 - 被保険者が死亡したときは、契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。
確定年金コース ^{*2}	—	「確定年金コース」に移行した部分は解約することができません。ただし、つぎの取り扱いがございます。 - 年金受取人は、未払の年金の現価を年金受取期間中いつでも一括で請求できます。 - 被保険者が死亡したときは、未払の年金の現価を一括でお支払いします。
終身年金コース ^{*2}	—	「終身年金コース」に移行した部分は解約することができません。ただし、つぎの取り扱いがございます。 1回目の年金支払日以後、保証期間中の最後の年金支払日前に限り、保証期間中の未払の年金の現価をいつでも一括で請求できます。 - 被保険者が死亡したときは、保証期間中の未払の年金の現価を一括でお支払いします。

^{*2} コース変更後に残る主契約を解約した場合、経過年月数により計算した解約払戻金をお支払いします。
※主契約を解約した場合でも、「医療保障コース」「確定年金コース」「終身年金コース」に移行した部分は継続されます。

平準払
一括払
商品の特長

将来のコース選択

将来のコース選択のポイント

支払事由
公的介護保険制度

ご契約後のサービス

生命保険を活用した
相続準備のポイント

Q&A

税法上の取り扱い
ご確認ください

詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q3

介護保険金はどのような介護状態のときに受け取れますか？

A3

介護保険金の支払事由は以下のとおりです。

つぎの①および②のすべてに該当したとき

- ①生まれて初めて公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護の状態に該当していると認定されたこと
- ②公的介護保険制度にもとづく **要介護2** 以上の状態に該当していると認定されたこと

- 被保険者が40歳未満の場合は、公的介護保険制度にもとづく要支援または要介護認定を受けることができないため、介護保険金のお支払対象となりません。
公的介護保険制度の被保険者の範囲は、10ページをご参照ください。
- 40歳～64歳の被保険者は、特定疾病(16種類)が原因で公的介護保険制度の要介護2以上の認定がされた場合に、介護保険金のお支払いの対象となります。

■ 特定疾病

1	がん	医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る
2	関節リウマチ	
3	筋萎縮性側索硬化症	
4	後縦靱帯骨化症	
5	骨折を伴う骨粗しょう症	
6	初老期における認知症	
7	進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病	
8	脊髄小脳変性症	
9	脊柱管狭窄症	
10	早老症	
11	多系統萎縮症	
12	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症	
13	脳血管疾患	
14	閉塞性動脈硬化症	
15	慢性閉塞性肺疾患	
16	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症	

※2026年3月現在の公的介護保険制度にもとづき記載しています。
詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください。

Q4

法人契約の取り扱いがありますか？

A4

はい。法人契約でお申し込みいただけます。
詳しくは、募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

Q5

「医療保障コース」に変更した場合の保障内容を教えてください。

A5

「医療保障コース」に変更した場合の保障内容は以下のとおりです
(入院給付金日額10,000円・保障移行可能年齢65歳の場合)。

保険
期間

終身

医療保障 *1	疾病入院給付金 ・ 災害入院給付金		病気・ケガの治療を目的として入院したとき	1日につき (1日目から)	10,000円
	手術 給付金	手術 (重大手術を除く)	入院中に手術を受けたとき 1回につき	10万円	外来による手術を受けたとき 1回につき 5万円
		重大手術	がんに対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への 開胸術などの所定の重大手術を受けたとき	1回につき	40万円
	放射線治療給付金		新生物の治療を目的として、 所定の放射線治療を受けたとき	1回につき	10万円
	先進医療一時金		病気・ケガで所定の先進医療*2による 療養を受けたとき	1回につき	10万円
	健康祝金		5年ごとの期間が満了したときに生存かつ 5年ごとの期間中に継続10日以上入院に対する 疾病・災害入院給付金の支払いがなかったとき	70歳時、75歳時に それぞれ1回につき	20万円

プラス

死亡
介護・
保障

介護保険金
・
死亡保険金

公的介護保険制度にもとづく
要介護2以上の状態に該当していると
認定されたとき、または死亡したとき

介護保険金額・死亡保険金額

※1 被保険者が死亡した場合は、ご契約者に入院給付金日額の30倍と同額の払戻金をお支払いします。

※2 お支払いの対象となる「先進医療」とは、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状等）および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。

- | | |
|--|--|
| <p>●コース変更時の特約条項・基礎率などにもとづいて決まるため、保障内容・金額などは保険のご契約時点で定まるものではありません。</p> <p>●ご契約内容によっては指定できる入院給付金日額の上限が異なります。</p> | <p>●コース変更時における保障額が所定の金額を下回る場合などには、ご希望のコースへの変更を取り扱えない場合があります。</p> <p>●保険金・給付金などの支払事由・支払限度について、詳しくは「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。</p> |
|--|--|



本商品についてご確認くださいたいことを
わかりやすく動画で解説しています。
スマートフォンなどで右のコードを読み取って簡単アクセス▶



保険料・保険金・年金・解約払戻金の税金について

<保険料について>

- 納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象となります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」に分けられます。
「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」の払込保険料は、**一般生命保険料控除**の対象となります。
※将来変更(移行)するコースにかかわらず、保険料は一般生命保険料控除の対象となり、
介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の対象とはなりません。
※一括払(全期前納)の場合、保険料払込期間の満了日までの間、契約応当日ごとに充当される
その年の保険料が、毎年の生命保険料控除の対象になります。

<保険金・年金・解約払戻金について>

保険金	税金の種類			
介護保険金	介護保険金の受取人は被保険者となり、税金はかかりません。 ※指定代理請求人が受け取る場合も、非課税となります。			
死亡保険金 ・ 災害死亡保険金	ご契約形態により、税の種類が異なります。			
	＜例＞			
	契約者	被保険者	受取人	
	契約者(保険料負担者)と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合	夫	夫	妻
契約者(保険料負担者)と受取人が同一人で、被保険者が異なる場合	夫	妻	夫	所得税(一時所得*2)
契約者(保険料負担者)、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
年金支払に 移行した部分の年金	ご契約形態により、税の種類が異なります。			
	契約者(保険料負担者)と受取人が同一人の場合	所得税(雑所得)		
契約者(保険料負担者)と受取人が異なる場合	年金受給権取得時に、その税法上の評価額に対して贈与税が課税されます。翌年から年金受取時には、課税・非課税部分に振り分け、課税部分に対して所得税(雑所得)が課税されます。			
リビング・ニーズ保険金	リビング・ニーズ保険金の受取人が被保険者の場合、税金はかかりません。			
解約払戻金	所得税(一時所得*2)となります。			

※1 死亡保険金・災害死亡保険金には、相続税非課税枠(契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数)があります。

※2 一時所得の課税対象額＝{(収入〔解約払戻金額または(災害)死亡保険金額〕－必要経費〔払込保険料合計額〕}－特別控除}×1/2
特別控除は他の一時所得と合算して年間50万円まで。

例)解約払戻金を受け取ったときの課税対象額計算例 ※下記は一例であり、実際の金額とは異なります。

●解約払戻金550万円、全期前納保険料500万円の場合

解約払戻金

550万円

－

全期前納保険料

500万円

－

特別控除額

50万円

×

1

2

≦

0

→

※3

非課税

POINT 差益が特別控除額の50万円以内であれば課税されません

※3 その年に他の一時所得がないものとして計算しています。

※法人契約の場合は異なります。
※2026年3月現在の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。
※実際の税務については、所轄の税務署または税理士にご確認ください。

本商品のリスクについて

「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」には、保険料払込期間中に解約した場合、「元本割れ」(解約払戻金額が既払込保険料を下回る)リスクがあります。*4

代表的な金融商品とのリスクの比較

金融商品のリスク	代表的な金融商品(株式・債券・投資信託)	「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」
元本割れリスク	下記各リスクの影響を受け、元本割れをするリスクがある	保険料払込期間中に解約した場合は、解約払戻金額が既払込保険料を下回るというリスクが生じる*4
流動性リスク	金融商品を売りたいときに売ることができなかったり、希望する価格で売れなかったりする可能性がある	
信用リスク(デフォルトリスク)	国や企業の財政難や経営不振などによって、元本や利息が返済されない可能性がある	会社が破綻した場合のリスクはあるものの、「生命保険契約者保護機構」によって契約が保護される ※ご契約の際にお約束した保険金額などが削減されることがあります。 ※生命保険契約者保護機構について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
株価(価格)変動リスク	株式の価格が上下することによって、投資した商品の価値が変動する可能性がある	
為替変動リスク	外貨建て商品の場合、為替相場の動きによって円換算による価値が変動する可能性がある	
金利変動リスク	金利の変動によって商品の価格が変動し、金利が上昇した場合は価格が下落する可能性がある	
		リスクはありません ※左記の変動リスクが生じて、受け取れる解約払戻金額が変動することはありません。

*4 ご契約内容によっては、保険料払込期間満了後であっても、一定期間は解約払戻金額が累計払込保険料を下回る場合があります。
具体的には、「設計書」などをご確認ください。

Lined writing area for page 21.

Lined writing area for page 22.

平準
一括払
商品の特長

将来のコース選択

将来のコース選択の
ポイント

支払事由
公的介護保険制度

ご契約後のサービス

生命保険を活用した
相続準備のポイント

Q & A

税法上の取り扱い
ご確認ください

お客さま各位

引受保険会社

Aflac アフラック

平素は格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

このたびはアフラックの「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」をご検討いただきありがとうございます。

本商品のご契約にあたっては、つぎの内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

◇ 当該募集代理店から「資産形成と保障のハイブリッド ツミタス」にお申し込みいただく場合、法令等の定めによりご契約が可能なお客さまの範囲および保障額が制限される場合があります。お客さまの勤務先等と当該募集代理店のお取引状況によっては、ご契約いただけない場合や、基本保険金額1,000万円(*)以内の保障額に制限される場合があります。

(*)すでに当該募集代理店より他の生命保険をご契約されているお客さまにつきましては、上記基本保険金額までご契約いただけない場合があります。

◇ ご契約にあたって、当該募集代理店がお客さまの勤務先等をお伺いします。保障額が制限される場合に該当するお客さまにつきましては、お申し込みいただける範囲で保障額をご指定くださいますようお願い申し上げます。

引き続き、当該募集代理店ならびにアフラックにご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

